

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年 5月 8日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績委託調査一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年3月22日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総額を記載すること。入札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするのである。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。また、この契約金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託調査を実施した結果、実際の所要金額を超過する可能性がある。入札者は、入札書に記載した金額を確実に支払うこととなる。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、共同企業体を構成する全ての事業者は、平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中ではないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
① 共同企業体の代表となる事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を締結している者であること。
② 共同企業体の全ての事業者は（1）、（3）及び（4）の要件を全て満たす者であること。
③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
① 直接交付
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB 15階
国立研究開発法人水産研究・教育機構

総務部契約課契約第1係
 電話 FAX 045-227-2660
 ② 宅配便に「裁し、記付漁業委託調査入札説明書宅配便に
 任意書式とうにえ、上交付漁業委託調査入札説明書宅配便に
 希望記載のルによる「裁し、記付漁業委託調査入札説明書宅配便に
 ③ メ一意書と記入裁し、記付漁業委託調査入札説明書宅配便に
 任意希望番号を記載のうに「裁し、記付漁業委託調査入札説明書宅配便に
 と。

4. 入札説明会の日時及び場所等

平成30年5月14日 10時
 神奈川県横浜市区みなとみらい2-3-3
 ※ 国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室1
 11日正午を以て記入
 申込書、当日は入札説明書等一式を持参する。

5. 提案書等の提出方法

入札説明書のうち、入札者による提案書、見積書、下記のとおり
 入札説明書の提出期限までに、入札説明書、見積書、下記のとおり
 入札説明書の提出期限までに、入札説明書、見積書、下記のとおり
 入札説明書の提出期限までに、入札説明書、見積書、下記のとおり

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び場所

平成30年5月31日 17時
 ①に同じ
 入札書及び提案書等の審査を終了した下記の日時及び場所にて
 入札書等の審査を終了した下記の日時及び場所にて

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価項目に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所

平成30年6月8日 10時00分
 神奈川県横浜市区みなとみらい2-3-3
 国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室2
 開札後、価格決定までの間、入札者は開札しない。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち、総合評価の範囲内を以て満した者を入札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者が認めらるべき価格の範囲内であることが認められ、入札説明書等に記載された入札条件をすべて満たす者が、入札説明書等に記載された入札条件をすべて満たす者とする。また、入札説明書等に記載された入札条件をすべて満たす者が、入札説明書等に記載された入札条件をすべて満たす者とする。
- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し

又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
又は、協定書写し（又はこれに類する書類）及び共同企業体を構成する全庁統一資格審査結果通知書又は全省庁統一資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表及び情報のご協力をお願いいたします。」と掲載の上、応募若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解をお願いいたします。また、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いいたします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績委託調査実施要領

第1 目的

水産庁第7次栽培漁業基本方針において、資源造成型栽培漁業の推進と広域種における栽培漁業の推進体制、資源管理との連携強化が示された。海域栽培漁業推進協議会において、地域の実情、海域の特性を考慮して策定した広域プランによる資源造成の目標、種苗生産、放流尾数等を勘案し、関係都道府県の協力の下、種苗生産や放流等を実施することとしている。一方、種苗放流効果についての積極的な情報提供により、遊漁者の放流事業への理解を醸成することに努め、環境変化に適応した技術開発を実施していくこととしている。国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産研究・教育機構」という。）は、国の施策として実施される栽培漁業を推進するため、栽培漁業に関する多くの研究開発実績があり、これらの成果は海面養殖への応用も可能である。今後も社会情勢や現場ニーズに応じた栽培漁業及び養殖業に関する研究課題を立案するには、全国における種苗生産等の実績に関する統計資料を継続的に整備し、得られた情報を基礎とすることが一層必要になる。

そこで本委託調査では、全国沿海39都道府県の種苗生産、中間育成、放流、海面養殖等（海面養殖用さけます類の種苗入手を含む）の実績に関する統計情報及び年次動向等について調査することを目的とする。

第2 委託調査の実施

本委託調査は、水産研究・教育機構が〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託して実施する。受託者は、水産研究・教育機構と密接に連携を図りつつ、調査の円滑な実施に努めなければならない。

第3 委託調査の内容

本委託調査において実施する調査の内容は以下のとおりとする。

平成29年度の全国39都道府県における栽培漁業・海面養殖対象種の種苗生産、中間育成、放流等の実施状況に関する調査を実施し、収集したデータに誤りがないかチェックを行い、データを確定する。

確定データに基づき、「栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績」を速報版、総括編・動向編及び資料編として取りまとめる。

速報版、総括編・動向編及び資料編の様式については、平成28年度「栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績（全国）」速報版、総括編・動向編（別紙1参照）及び資料編を参考とする。

具体的な手順は以下のとおりとする。

（1）速報版の取りまとめ方法

- ① 以下の調査票等を作成し、水産研究・教育機構の確認を受けた後、全国39都道府県の水産主務課（以下単に「都道府県」という。）に送付し、データ入力と返送を依頼する。入力項目は別紙2表1のとおり。

なお、効率的なデータ整理を行うため、各種データにコードを付すること。また、データ精度の向上並びにエラーチェックの方策を講ずること。

- ・生産用調査票

- ・放流用調査票
- ・各種コード表
- ・入力の手引き
- ・入力事例集

② 都道府県から収集した調査票及び水産研究・教育機構が提供するデータを蓄積し必要に応じ修正した後、速報版（全国及び各都道府県版、別紙3表2参照）を作成し、別途指定する日を期限として水産研究・教育機構に納入するとともに、水産研究・教育機構の了解を得た後、都道府県及び水産研究・教育機構の指定する場所へ送付する。

（2）総括編・動向編及び資料編の取りまとめ方法

- ① 調査票のデータを基に魚種別集計表及びチェックリストを作成し、都道府県についてはチェックリストを送付しデータの確認、修正、返送を依頼する。水産研究・教育機構が提供したデータのチェックリストは水産研究・教育機構の指定する場所へ送付し、確認、修正を受けること。
- ② ①のチェックリストを回収し必要に応じデータを修正すること。
なお、データ精度の向上並びにエラーチェックの方策を講ずること。
- ③ データの最終集計が終了後、集計表を基に別紙4表3の構成に従って総括編、一覧表を基に別紙4表4の構成に従って資料編を取りまとめ、さらにこれらを基に動向編（別紙1参照）を取りまとめ、水産研究・教育機構が執筆する序（A4、1 ページ程度）とともに印刷・製本する。
製本は、序→総括編→動向編の順で綴じる一冊として1,000部、序→資料編として520部とし、各印刷物の表紙については水産研究・教育機構の指示に従って作成する。作成後、水産研究・教育機構に納入するとともに、水産研究・教育機構の了解を得た後、関係機関へ送付する。
なお、送付先及び送付部数については別途指示する。
- ④ 序→総括編→動向編、序→資料編それぞれについてPDFファイルを作成、DVD-Rに保存し、水産研究・教育機構に納入する。

（3）データベースの作成

データの最終集計が終了した後、当該データを水産研究・教育機構が所有する既存のデータベースに合わせて加工し、データベースを作成する。これを、使用方法を記載したマニュアルとともにDVD-Rに保存し、水産研究・教育機構に納入する。

第4 委託調査実施期間

委託契約締結日～平成31年3月22日

第5 成果報告の取りまとめ及び報告の方法

受託者は、水産研究・教育機構の求めに応じ、委託調査の実施状況を報告し、履行期限（平成31年3月22日）までに結果をとりまとめ、実績報告書、帳簿とその証拠書類（水産研究・教育機構の指示する部数）を水産研究・教育機構に提出しなければならない。

第6 指導及び監督

水産研究・教育機構は、この委託調査の実施について必要な指導監督及び助言を行う。